

【特別高圧電力利用事業者緊急支援金】Q&A

Q1 特別高圧とはなんですか。

A1 特別高圧とは受給電圧が7,000V以上の電力です。（例：大型商業施設、工業団地等）
特別高圧で受電している施設は、自社で受変電設備（キュービクル）を設置しているほか、電気主任技術者による定期的な保安点検を実施しております。

Q2 「中小企業者」の定義とはなんですか。

A2 右記のいずれかを満たす事業者となります。

業 種	中小企業者 (下記のいずれかを満たすこと)	
	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①製造業・建設業・運輸業 その他業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下

Q3 【大型商業施設のテナントの場合】特別高圧を利用しているかわからないのですが、どのように確認すればよいですか。

A3 施設管理者にお問い合わせください。

Q4 低圧高圧は対象にならないのはなぜですか。

A4 国ではエネルギー価格高騰の負担を軽減するため、低圧・高圧電力を利用する個人・事業者に対し電力小売事業者を通じて令和7年7月分から9月分の値引きを行っています。一方で、大量の電力を使用する大規模な工場や大型商業施設などにおいて利用されている特別高圧電力については国の支援対象外となっています。このため、道では、特別高圧電力を利用している工業団地内の事業者や大型商業施設に入居するテナントなどの中小企業等に対し、国の事業と同等の支援を行うこととしたものです。

Q5 新電力会社と契約している場合も対象になりますか。

A5 特別高圧の区分での契約であれば、契約先が新電力会社でも対象になります。

Q6 本社が北海道内にない場合も対象になりますか。

A6 北海道内に事業所（店舗）があれば、本社が道外にあっても対象となります。

Q7 北海道内に本社がありますが、道外の事業所（店舗）分を申請できますか。

A7 支援金の対象になるのは、北海道内に所在する事業所（店舗）となりますので、本社が道内であっても、所在地が道外の事業所は対象外です。事業所の所在する他の都府県で支援している場合もありますのでご確認ください。

Q8 北海道内に複数の事業所（店舗）がある場合、全て対象となりますか。

A8 特別高圧電力を利用している事業者であれば、全て対象となります。

Q9 令和7年9月までは営業していましたが、現在は閉店しています。この場合も申請できますか。

A9 この支援金は、電気料金値上げによる影響を緩和し、事業継続を支援することを目的としておりますので、交付申請日時点で営業していることが条件となります。よって、すでに閉店している場合は、申請できません。

Q10 令和7年8月に新規開業する場合、7月分を申請することはできますか。

A10 令和7年7月～令和7年9月の期間のいずれかの月に利用実績があれば対象となりますので、8月分以降は申請することが可能です。

Q11 特別高圧の契約はしていますが、令和7年7月と8月は電気の使用がなく、基本料金しか発生していない場合でも申請できますか。

A11 この支援金は、電力の使用実績（使用量）に応じて交付するものとなっていますので、使用実績がない場合は対象外です。

Q12 道内の1建物で代表者が特別高圧の契約を結び、複数事業者が共同で受電している場合、（ショッピングモール）などの申請は誰が行うべきですか。

A12 原則として、電力を使用しているテナント事業者が行います。

Q13 マンションの1階部分にテナントとして入居しています。建物自体は特別高圧契約ですが、マンションの管理会社に電気料金を払っている場合、対象になりますか。

A13 対象となりますが、テナント分の使用電力料や建物自体が特別高圧契約であることを確認できる書類が必要です。

Q14 貸倉庫やコインパーキングなど、自社のスタッフが常駐していない施設も対象になりますか。

A14 スタッフの有無は関係ありません。事業活動に使用している施設であれば対象となります。

Q15 電気料金の請求書を紛失してしまい、電力の使用量が分からない場合はどうしたらよいですか。

A15 電力の使用量等が分かる書類は必須となりますので、提出がない場合は申請をお受けできません。契約先の電力会社へお問合せください。

【特別高圧電力利用事業者緊急支援金】Q&A

Q16	複数の事業所がある場合、本社でとりまとめて一括申請できますか。 また、支援金は本社の口座にまとめて振り込んでいただけますか。
A16	複数の事業所が道内にある場合は、支援金の申請は、お手数ですが、対象となる事業所ごとに申請書を提出してください。 また、対象となる事業所が複数ある場合、事業所毎に振込口座を指定してください。（全て本社の口座にしてもかまいません。）
Q17	申請にかかる添付書類は、コピーでも良いですか。
A17	押印が必要な書類以外はコピーでかまいません。
Q18	市の指定管理施設（特別高圧受電）を運営していますが、支援金を受け取ることはできますか？
A18	指定管理費として市から電気料金分の経費を受け取っておらず、受託事業者の収入の範囲内で電気料金を負担している場合は、申請可能です。
Q19	地方公共団体施設（特別高圧受電）に入居していますが、支援金を受け取ることはできますか。
A19	支援金の交付対象となります。入居しているテナントが直接支援金の申請を行ってください。
Q20	令和7年10月以降は支援しないのですか。
A20	国の支援が令和7年9月利用分までの支援となってることから、電力種別により、支援に差が生じないよう本事業についても、令和7年9月利用分までの支援を前提としています。
Q21	支給単価設定の考え方について教えてください。
A21	国においては、高圧電力を契約している企業等に対して再生可能エネルギー電気の買い取りに要した費用を電気の使用者から使用量に応じて広く集める「再生可能エネルギー発電促進賦課金」の負担を実質的に肩代わりする金額を支援しているところ です。本事業についても電力種別により、支援に差が生じないよう、国の事業における高圧電力と同等の支援単価としました。
Q22	「みなし大企業」とはなんですか。
A22	みなし大企業とは、以下の①から⑤のいずれかに該当する中小企業者のことをいいます。 ① 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者 ② 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者 ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者 ④ 発行済株式の総数又は出資価格の総額を①から③に該当する中小企業者が所有している中小企業者 ⑤ ①から③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者 なお、国及び自治体等の公的機関は大企業とみなします。また、海外企業についても 中小企業法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する資本金及び従業員数を超える場合は大企業とみなします。